

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための 燕市役所の取組について

緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大したことを踏まえ、燕市役所では、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、下記の取組を進めてまいります。

【庁舎における感染防止の取組】

1. 執務スペースの分散化

- ・ 職員の感染やそれに伴う濃厚接触者の拡がりによる庁内業務の滞りを防ぐため、課（所属）を2～3の班に分け、一部の職員を利用していない会議室、4階スカイラウンジ等の打ち合わせスペース、庁外施設（東部・西部給食センター、産業史料館、中央公民館等）に移動

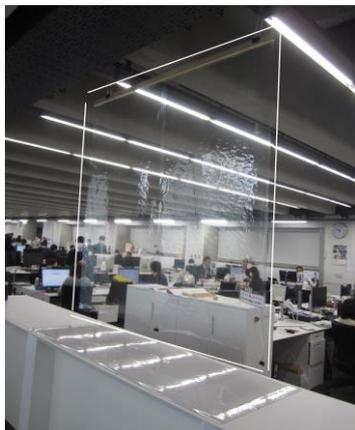
2. 窓口カウンターにおける間仕切りの設置

- ・ 窓口における飛沫防止のため、窓口カウンターに間仕切りとして透明シート（OPPフィルムシート）を設置

3. 定時換気、定時消毒の実施

- ・ 1時間に1回、5分間の定時換気を実施
- ・ 2時間に1回、カウンターテーブル、ドアノブ等の定時消毒を実施

カウンターの間仕切り
（OPPフィルムシート）



本件についてのお問い合わせ先
総務部 総務課：杉本 / 総務部 防災課：五十嵐
電話：0256-77-8312（直通）